

[当連結会計年度] (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位: 百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
<b>経常収益</b>							
外部顧客に対する経常収益	106,916	30,552	137,469	5,847	143,316	—	143,316
セグメント間の内部経常収益	1,146	362	1,509	1,294	2,804	△2,804	—
計	108,063	30,915	138,979	7,141	146,120	△2,804	143,316
セグメント利益	15,947	245	16,193	3,939	20,132	△50	20,082
セグメント資産	10,602,009	83,627	10,685,636	42,863	10,728,500	△112,744	10,615,756
セグメント負債	10,079,332	69,074	10,148,406	20,437	10,168,844	△101,180	10,067,663
その他の項目							
減価償却費	5,619	703	6,322	94	6,417	80	6,497
資金運用収益	70,070	14	70,084	11	70,096	△306	69,790
資金調達費用	2,521	285	2,806	6	2,812	△281	2,530
持分法投資利益	156	—	156	—	156	△24	131
特別利益	278	—	278	—	278	—	278
(新株予約権戻入益)	(274)	(—)	(274)	(—)	(274)	(—)	(274)
特別損失	552	—	552	0	552	—	552
(固定資産処分損)	(270)	(—)	(270)	(0)	(270)	(—)	(270)
(減損損失)	(282)	(—)	(282)	(—)	(282)	(—)	(282)
税金費用	4,943	86	5,029	1,278	6,308	△0	6,307
持分法適用会社への投資額	145	—	145	—	145	—	145
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	7,545	751	8,297	74	8,372	81	8,453

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、物品等の輸送業務及び現金自動設備の保守等業務並びに証券業務、保証業務、経営コンサルティング業務、ファンドの組成・運営業務を含んでおります。

3. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△50百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額△112,744百万円は、セグメント間取引消去であります。

(3) セグメント負債の調整額△101,180百万円は、セグメント間取引消去であります。

(4) 減価償却費の調整額80百万円は、セグメント間取引消去額並びに連結上「有形固定資産」及び「無形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であります。

(5) 資金運用収益の調整額△306百万円、資金調達費用の調整額△281百万円、持分法投資利益の調整額△24百万円、税金費用の調整額△0百万円はセグメント間取引消去等であります。

(6) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額81百万円は、リース投資資産からの振替額であります。

4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

## 連結リスク管理債権

(単位: 百万円)

	2020年3月31日	2021年3月31日
破綻先債権額	8,346	8,624
延滞債権額	58,245	65,707
3ヵ月以上延滞債権額	2,260	1,324
貸出条件緩和債権額	45,436	66,013
<b>合計</b>	<b>114,289</b>	<b>141,669</b>

(注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金をいいます。

3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。